

三重ブランドパンフレット等PRツール作成事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

三重県では、全国に通用する高い商品力があり、三重県に対するイメージの向上につながる県産品を生産する事業者等を「三重ブランド」として認定する「三重ブランド」認定制度に取り組んでいます。

「三重ブランド」に認定した県産品の情報を効果的に発信することにより、三重県の知名度向上を図り、県産農林水産物の振興や集客力の向上、農林水産業者等の意欲向上につなげていくため、認定品 18 品目の魅力を紹介するパンフレットおよびポスターを作成します。

2 業務の内容

(1) 委託事業名 三重ブランドパンフレット等PRツール作成事業業務委託

(2) 委託期間 契約の日から令和2年3月25日(水)まで

(3) 委託内容

印刷入稿データの作成

A) パンフレット(A4版28頁)の版下(印刷原稿)の新規作成

三重ブランド認定品 18 品目の特長や物語性等を紹介するパンフレット版下(印刷原稿)を新規作成してください。

- ・提供する素材(画像ファイル及びテキストデータ)を用いて、パンフレットの原稿を作成してください。パンフレットの構成(案)は別添のとおりです。
- ・現地での写真撮影については2件お願いします。(2件の内容:真珠製品及び海女小屋体験を予定)
- ・デザイン・レイアウトの作成にあたっては、過去に作成した三重ブランドPRツールと調和がとれるよう配慮してください。

(参照) 三重ブランドPRツール

- ・ 三重ブランドストーリー

<https://miebrand.jp/story/index.htm>

- ・ 三重ブランドパンフレット

<https://miebrand.jp/common/content/000800549.pdf>

B) ポスター (B 2 ・ A 4 の 2 サイズ) 版下 (印刷原稿) の新規作成

三重ブランド認定品 18 品目を紹介するポスター (B 2 ・ A 4) の版下 (印刷原稿) を作成してください。

- ・提供する素材 (画像ファイル) を用いて、ポスターの原稿を作成してください。
- ・デザイン及びレイアウトの作成にあたっては、過去に作成した三重ブランドポスターと調和がとれるよう配慮してください。

(参照) 三重ブランドポスター

<https://miebrand.jp/15734017726.htm>

- ・ B 2 および A 4 サイズのデザインは同一としますが、それぞれのサイズに適合した版下 (印刷原稿) を作成してください。

印刷

A) パンフレット (A 4 版 2 8 頁)

- ・印刷部数 : 2,000 部
- ・印刷色 : 5 色 (フルカラー (4 色) + 金色刷り (DIC620))
- ・用紙 : 表紙 マットコート 135 kg、本文 マットコート 90 kg
- ・色校正 : 1 回

B) ポスター (B 2 判)

- ・印刷部数 : 200 枚
- ・印刷色 : 5 色 (フルカラー (4 色) + 金色刷り (DIC620))
- ・用紙 : マットコート 135kg
- ・色校正 : 1 回

印刷の仕様は、上記を基本として、打ち合わせのうえ決定する。

その他留意事項

1. 編集やデザインの企画段階において、企画案を三重県に提示し意見を求めること。
2. デザイン、文字の校正についてはフードイノベーション課と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。

業務実施上の条件

1. 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
2. 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
3. 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
4. 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする、
5. 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
6. 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
7. 三重県は必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
8. 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。

3 契約上限額

1,320,000 円以内（消費税及び地方消費税を含みます。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

（1）参加者資格

1. 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

（2）最優秀提案者資格

1. 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
2. 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
3. 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

(1) 委託業務名

三重ブランドパンフレット等PRツール作成事業業務委託

(2) 委託期間

契約の日から令和2年3月25日(水)まで

(3) 成果品

業務完了報告書

印刷物(パンフレット・ポスター)

版下(印刷原稿)を収めた電磁的記録媒体

(CD-ROM等) 2部

イラストレーター形式およびPDF形式(印刷入稿データ及びWEBに掲載する圧縮版)のデータを納品すること。

写真データを収めた電磁的記録媒体(CD-ROM等) 2部

・ で用いた写真

・ で用いなかったが、撮影した写真のうち、メディアやウェブサイト等で活用できるもの(10カット以上)

JPEG形式(350dpi程度の解像度)およびRAWファイルのデータを納品すること。

その他指示するもの

(4) 成果品の提出期限

令和2年3月25日(水)

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「三重ブランドパンフレット等PRツール作成事業業務企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- | | |
|------------|---|
| (1) 企画性 | 独自のアイデアが盛り込まれ、インパクトのある内容となっているか。 |
| (2) 的確性 | 提案の内容は仕様書と合致し、具体的に記述されているか。 |
| (3) 訴求性 | 認定事業者の取組内容が明確に伝えられ、三重ブランドの魅力が消費者等に伝わるデザインになっているか。 |
| (4) 専門性 | 県産品の情報を効果的に発信する実績と専門技術を有するか。 |
| (5) 経済性 | 費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。 |
| (6) 業務推進体制 | 十分な業務受託体制となっているか。 |

7 提出を求める企画提案資料等の内容

(1) 企画提案書

以下の ~ およびその他必要があれば添付資料を、各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）提出してください。 を除いて提出書類の書式は任意とします。

企画提案書（1～4の項目を必ず明記すること）

1. パンフレットおよびポスターのデザイン、レイアウト等の考え方
2. 編集者やカメラマンなど、製作に携わる者の氏名及び実績
3. 類似業務の実績
4. その他必要な事項

業務執行体制

業務執行スケジュール

費用内訳書（経費の内訳および「消費税込み」か「外税」かを表記すること）

企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）

「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」または「代表者事項証明書」の写し

(2) 提出期限等

企画提案書等は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。）

- ・提出期限：令和元年 8 月 5 日（月）必着とする。
- ・郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。

(3) 提出先

〒514 - 8570 津市広明町 13 番地

三重県農林水産部フードイノベーション課ブランド向上班（県庁 6 階）

電話 059 - 224 - 2395

8 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を実施し、最優秀受託候補者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を 5 者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

なお、提案が 1 者のみの場合は、プレゼンテーションによる審査に代えて、選定委員会で書類審査を実施します。

(1) 内容

プレゼンテーションは提案者による説明 15 分、選定委員会の質疑 10 分とする。

(2) 日時・場所

令和元年 8 月 9 日 (金) 9 時 0 0 分 ~

津市広明町 1 3 番地 三重県庁 6 階 ミーティングルーム

(3) 時間割等の連絡

プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に、令和元年 8 月 7 日 (水) までに電子メール又は F A X にて連絡します。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)

(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前まで発行したもの) の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前までに発行したもの (無料)) の写し

(3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者 (物件契約) 登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者 (物件契約) 登録申出書」

(5) 提出期限及び提出先

最優秀受託候補者のみ別途お知らせします。

10 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行ってください。

電話でのご質問には、回答できませんのでご注意ください。

(1) 提出方法

ファクシミリ (0 5 9 - 2 2 4 - 2 5 2 1) または E メール

(foods@pref.mie.lg.jp) で受け付けます。

(2) 提出期限

令和元年 7 月 2 4 日 (水) 1 7 時まで

(3) 回答

令和元年 7 月 2 6 日 (金) までに三重県 H P にて回答を掲載します。

1 1 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま

す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、規則第 7 5 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 7 5 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行います。

1 2 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1 3 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

1 4 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 その他

(1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった各提案書については返還しません。

(3) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従います。

(6) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。

(7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

18 連絡先及び担当者

三重県農林水産部フードイノベーション課

担当 北村

電話 059 - 224 - 2395

FAX 059 - 224 - 2521

E-mail foods@pref.mie.lg.jp